

固定資産税(償却資産)の課税標準の特例が適用される主な資産と必要書類(一部抜粋)

特例対象資産	地方税法根拠条文	具体例	取得時期	適用期間	特例割合	必要書類
汚水又は廃液の処理施設 (新設・増設のみ)	附則第 15 条第 2 項 第 1 号	沈殿・浮上装置、油水分離装置など	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	期限なし	1/2 (わがまち特例)	・特定施設設置等完了届出書の写し ・対象施設の図面等 ・配置図
下水道除害施設 (新設・増設のみ)	附則第 15 条第 2 項 第 5 号	沈殿・浮上装置、油水分離装置など	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	期限なし	4/5 (わがまち特例)	・特定施設設置等完了届出書の写し ・対象施設の図面等 ・配置図
再生可能エネルギー発電設備						
太陽光発電設備 1,000kW 未満	附則第 15 条第 25 項第 1 号イ	ペロブスカイト太陽電池を使用した 太陽光発電設備又は認定地域脱 炭素化促進事業計画に従って取 得した太陽光発電設備等(FIT・FIP 制度の認定を受けたものを除く)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	3 年間	2/3 (わがまち特例)	・再生可能エネルギー事業者支援事 業費補助金交付決定通知書の写し ・設置場所の地図
太陽光発電設備 1,000kW 以上	附則第 15 条第 25 項第 3 号イ				3/4 (わがまち特例)	
風力発電設備 20kW 以上	附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ	風力を電気に変換する特定再生可 能エネルギー発電設備(FIT・FIP 制度の認定を受けたものに限る)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	3 年間	2/3 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契 約確認書」の写し ・設置場所の地図
風力発電設備 20kW 未満	附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ				3/4 (わがまち特例)	

特例対象資産	地方税法根拠条文	具体例	取得時期	適用期間	特例割合	必要書類
水力発電設備 5,000kW 以上	附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ	水力を電気に変換する特定再生可 能エネルギー発電設備(FIT・FIP 制度の認定を受けたものに限る)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	3 年間	3/4 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契 約確認書」の写し ・設置場所の地図
水力発電設備 5,000kW 未満	附則第 15 条第 25 項第 4 号イ				1/2 (わがまち特例)	
地熱発電設備 1,000kW 未満	附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ	地熱を電気に変換する特定再生可 能エネルギー発電設備(FIT・FIP 制度の認定を受けたものに限る)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	3 年間	2/3 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契 約確認書」の写し ・設置場所の地図
地熱発電設備 1,000kW 以上	附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ				1/2 (わがまち特例)	
バイオマス発電設備 10,000kW 以上 20,000kW未満	附則第 15 条第 25 項第 2 号	バイオマスを電気に変換する特定 再生可能エネルギー発電設備 (FIT・FIP 制度の認定を受けたも の、木竹バイオマス又は農作物の 収穫に伴って生ずるバイオマスを 電気に変換するものに限る)	令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	3 年間	6/7 (わがまち特例)	・経済産業省の認定通知書の写し ・電気事業者と締結している「受給契 約確認書」の写し ・設置場所の地図
バイオマス発電設備 10,000kW 以上 20,000kW 未満	附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ	バイオマスを電気に変換する特定 再生可能エネルギー発電設備 (FIT・FIP 制度の認定を受けたもの に限る)			2/3 (わがまち特例)	
バイオマス発電設備 10,000kW 未満	附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ				1/2 (わがまち特例)	

※添付資料につきましては、上記以外の書類も御提出いただく場合がありますので御了承ください。

米沢市